

# 工事の総合評価について

---

令和5年 3月15日  
県土整備部技術管理課



## 令和4年度 総合評価実施状況

---

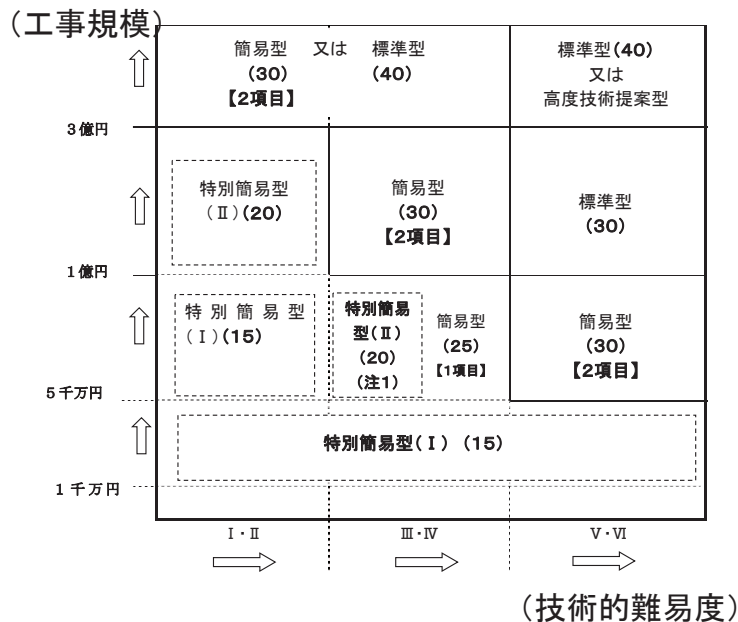
令和5年 3月15日  
県土整備部技術管理課

## 令和4年度の総合評価実施方針(工事)

令和3年度第2回総合評価委員会で決定

1. 原則、3千万円以上の工事について実施する。(緊急を要する工事を除く)
2. 一般競争入札の工事で余裕期間制度の試行を継続する。
3. 3千万円以上の災害本復旧工事を総合評価落札方式で実施する場合は、特別簡易型 I を適用する試行を継続する。
4. ICT(受注者希望型)を適用する工事はICTの施工計画を求める試行を継続する。
5. 1千万円以上の解体工事は「施工体制評価型」の試行を継続する。
6. 意見聴取は毎週木曜午後2時から防災新館で実施、木曜日が祝祭日の場合は、前後に実施する。
7. 令和4年度 第1回山梨県総合評価委員会開催を9月、第2回委員会開催を3月に予定する。

令和4年度 山梨県総合評価委員会 開催日  
 第1回 令和4年9月28日  
 第2回 令和5年3月15日



- 特別簡易型 ( I )  
企業実績、地域精通度、地域貢献度を評価するタイプ
- 特別簡易型 ( II )  
特別簡易型 ( I )に加え、配置予定技術者を評価するタイプ
- 簡易型  
特別簡易型 ( II )に加え、簡易な施工計画の提案を評価するタイプ
- 標準型  
簡易な施工計画ではなく、技術提案を求め、評価するタイプ

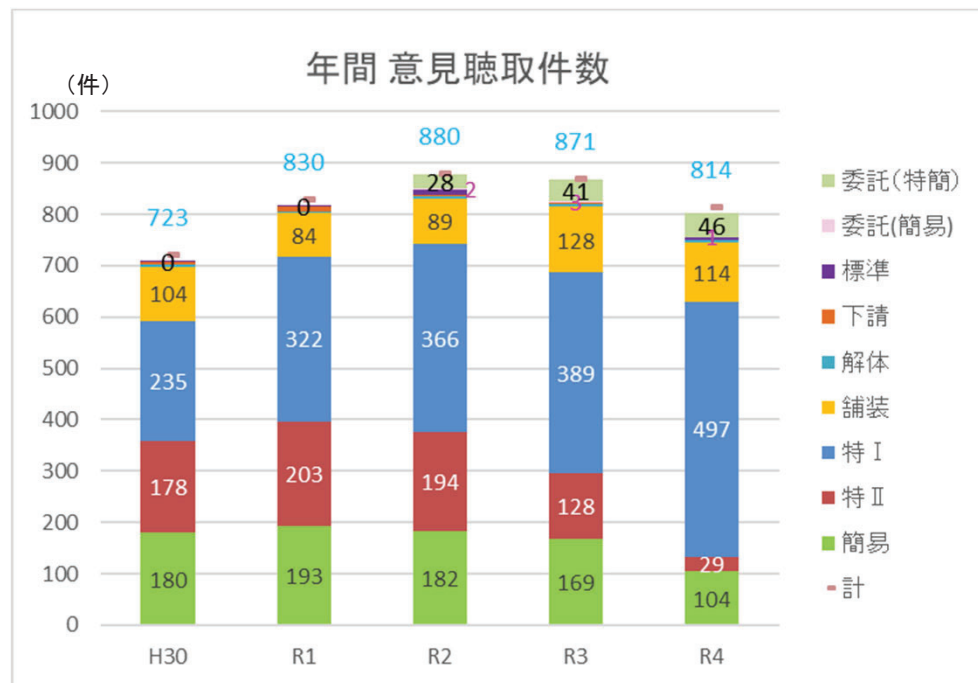
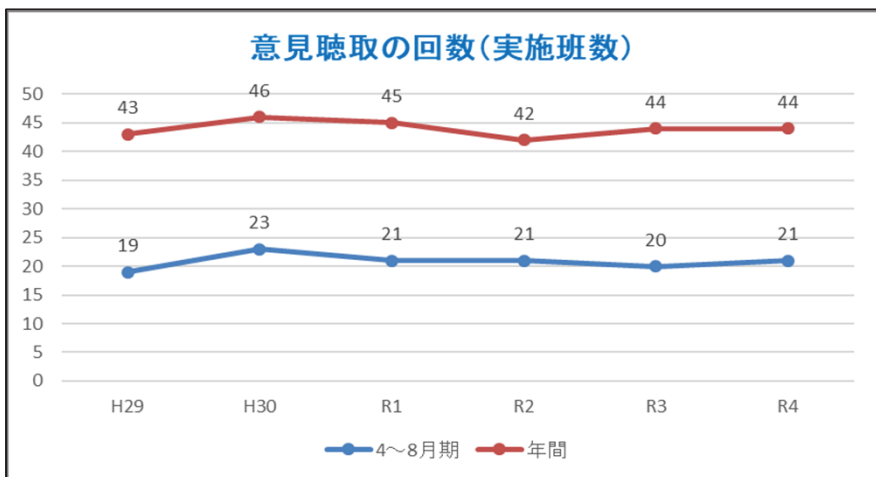
- 県内下請活用審査型  
県内に有資格者がいない工事において、県内企業が下請できる部分が含まれる工事が対象
- 施工体制評価型  
As工事、解体工事において、自社雇用の技術者や自社所有の施工機械を評価するタイプ

# 意見聴取の実施状況

- 令和4年度 3月10日までの意見聴取件数は**814件** (809件+県以外5件) 実施。
- 昨年度871件に比べ57件減少。

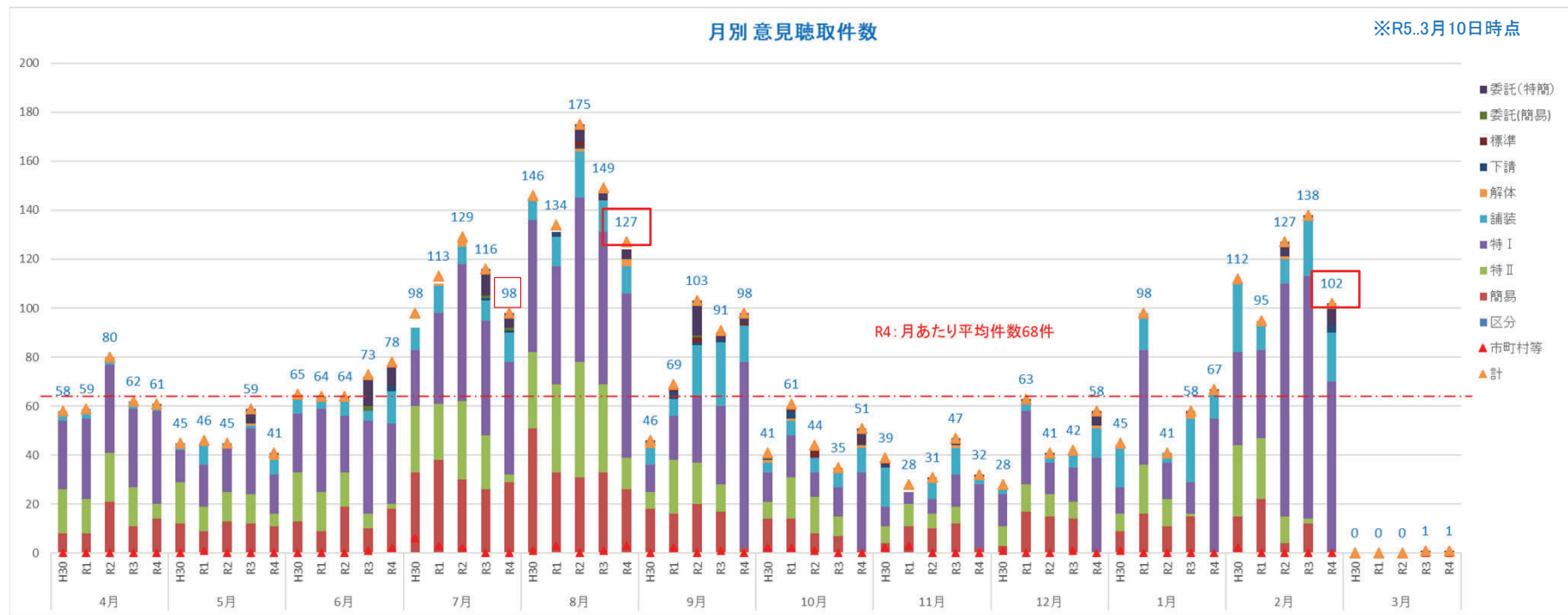
	合計	通常				下請	施工体制評価型		建設コンサルタント業務		県以外
		特別簡易型 (I)	特別簡易型 (II)	簡易型	標準型	県内下請活用審査型	アスファルト舗装工事	解体工事	簡易型	特別簡易型	市町村・道路公社等
意見聴取件数	814件	497件	29件	104件	4件	7件	114件	7件	1件	46件	5件

**意見聴取の回数**  
 令和4年度  
 計**44回**の意見聴取を実施した。(R3は44回)



# 月別 意見聴取実施状況

- 意見聴取件数のピークは8月(127件)。次いで2月(102件)
- 2班体制(2人×2班=4人)での意見聴取を2回実施。  
(8/18⇒52件/2班、7/28⇒36件/2班) (※R3: 8/26 37件/2班)



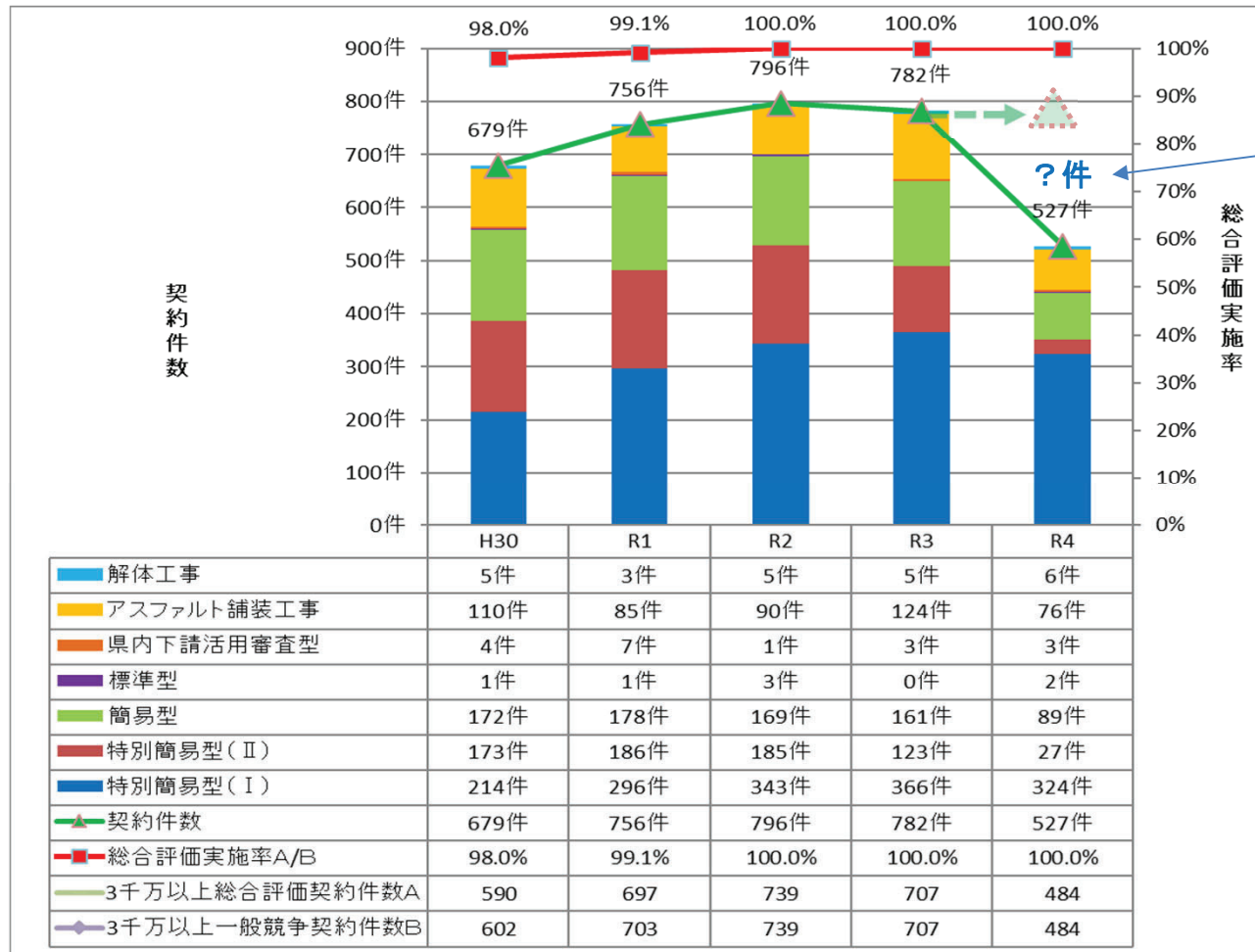
## 意見聴取件数が多い場合の対応

- 「技術提案」を求める標準型、及び「施工計画」を求める簡易型については、今まで通りの説明とする。
- 特別簡易型（Ⅰ）、特別簡易型（Ⅱ）の意見聴取の説明は、標準的な評価項目以外を選択している場合のみ説明し、工事内容等は代表箇所のみ説明を行う。
- 標準型及び簡易型で2時間（概ね12件）を超えることが予想される場合は、2班に分けて意見聴取する。2班が困難な場合は別の日を設定する。

# 総合評価の実施状況(契約件数)



1. 3千万円以上の工事は原則総合評価落札方式としている。
2. 3千万円以上の一般競争入札の工事に占める総合評価の割合は100%



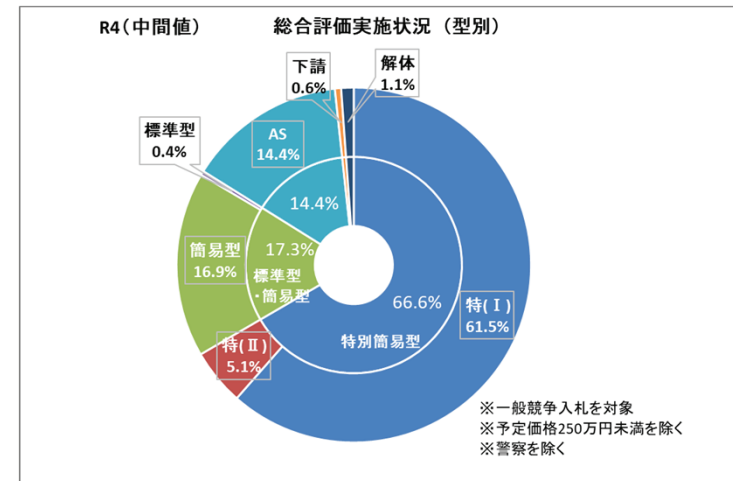
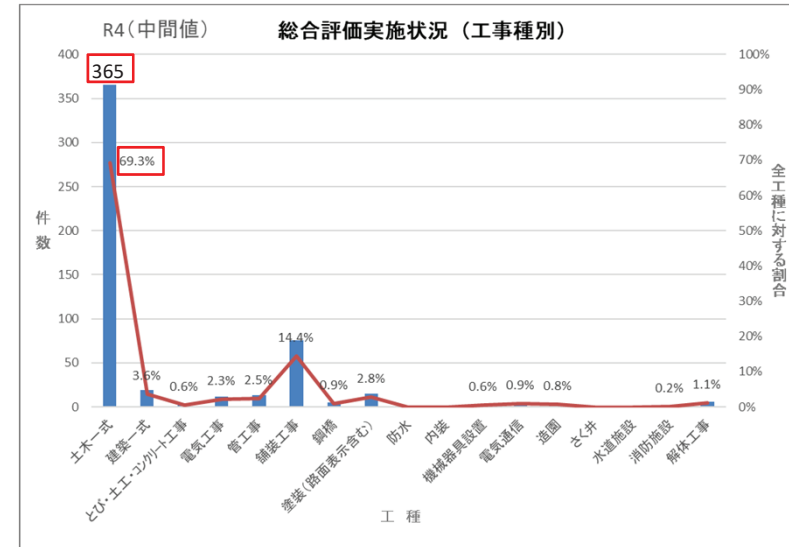
※R4年度は中間値  
4月～1月末までの  
契約件数 527件

※R5年2月1日時点  
※ここでの総合評価適用率は3千万円以上の一般競争入札に占める割合。  
※警察は除く。

# 総合評価の実施状況(工種別契約件数)

1. 特別簡易型が約67%、簡易型を約17%の割合で実施。
2. 工事種別では土木一式が多く、365件/全527件(約69%)。

工事種別	R4 (中間値)								件数	
	特(I)	特(II)	簡易型	標準型	AS	下請	解体	合計	割合	
土木一式	278	24	61	2	0	0	0	365	69.3%	
建築一式	10	0	9	0	0	0	0	19	3.6%	
とび・土工・コンクリート工事	3	0	0	0	0	0	0	3	0.6%	
電気工事	5	2	5	0	0	0	0	12	2.3%	
管工事	7	1	5	0	0	0	0	13	2.5%	
舗装工事	0	0	0	0	76	0	0	76	14.4%	
鋼橋	1	0	4	0	0	0	0	5	0.9%	
塗装(路面表示含む)	11	0	4	0	0	0	0	15	2.8%	
防水	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
内装	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
機械器具設置	1	0	0	0	0	2	0	3	0.6%	
電気通信	3	0	1	0	0	1	0	5	0.9%	
造園	4	0	0	0	0	0	0	4	0.8%	
さく井	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
水道施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
消防施設	1	0	0	0	0	0	0	1	0.2%	
解体工事	0	0	0	0	0	0	6	6	1.1%	
合計(件数)	324	27	89	2	76	3	6	527	100%	
割合	61.5%	5.1%	16.9%	0.4%	14.4%	0.6%	1.1%	100%		
	66.6%		17.3%		14.4%	0.6%	1.1%			



※R5年2月1日時点  
 ※警察は除く。

※一般競争入札を対象  
 ※予定価格250万円未満を除く  
 ※警察を除く

# 落札者の状況(最低価格者以外が落札した割合)



1. 総合評価落札形式の全発注件数のうち5.9%で最低価格者以外が落札。
2. 簡易型で最低価格者以外が落札する割合が7.9%と高い。

## 落札者の状況(最低価格者以外が落札した割合)

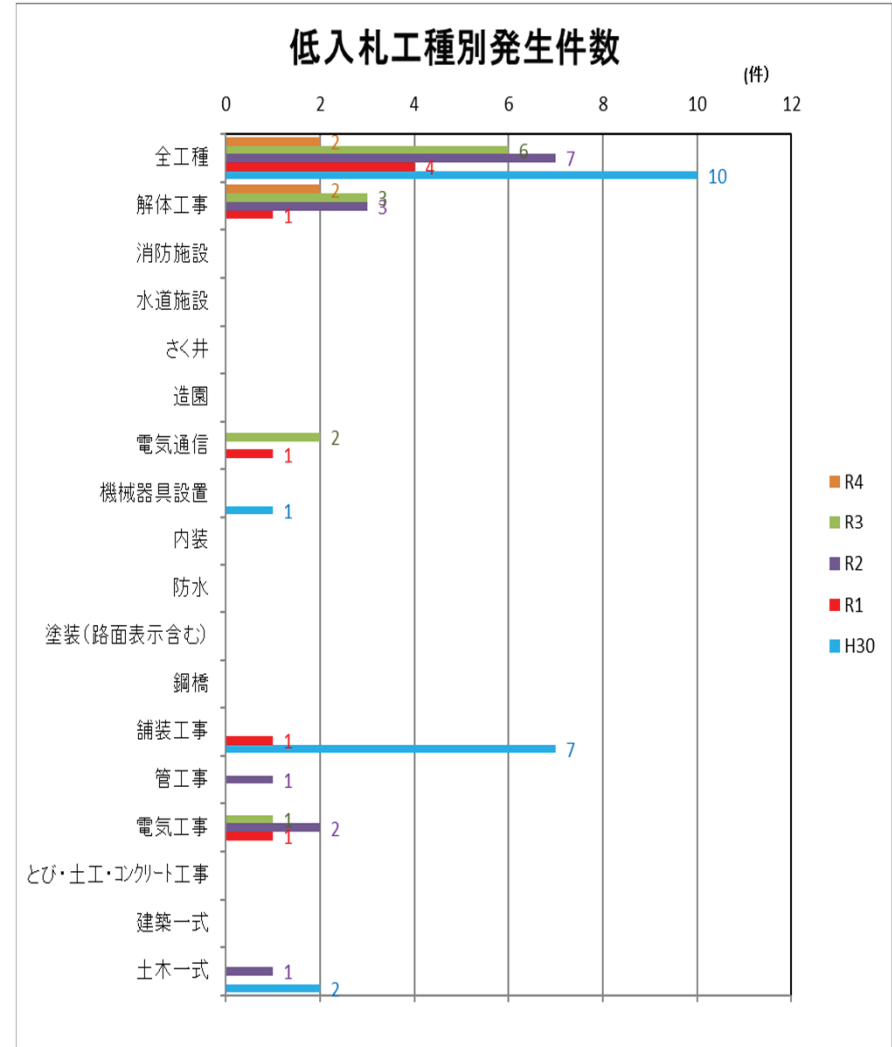
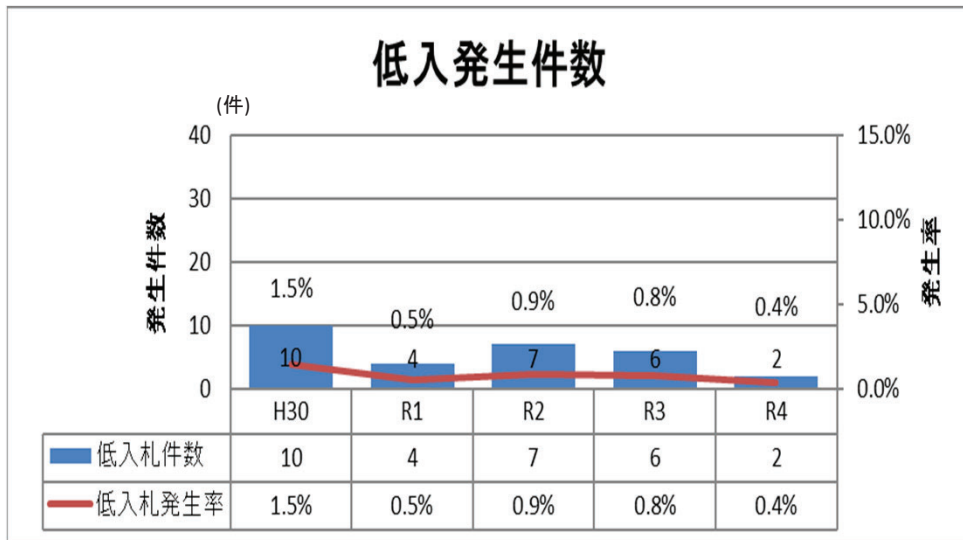
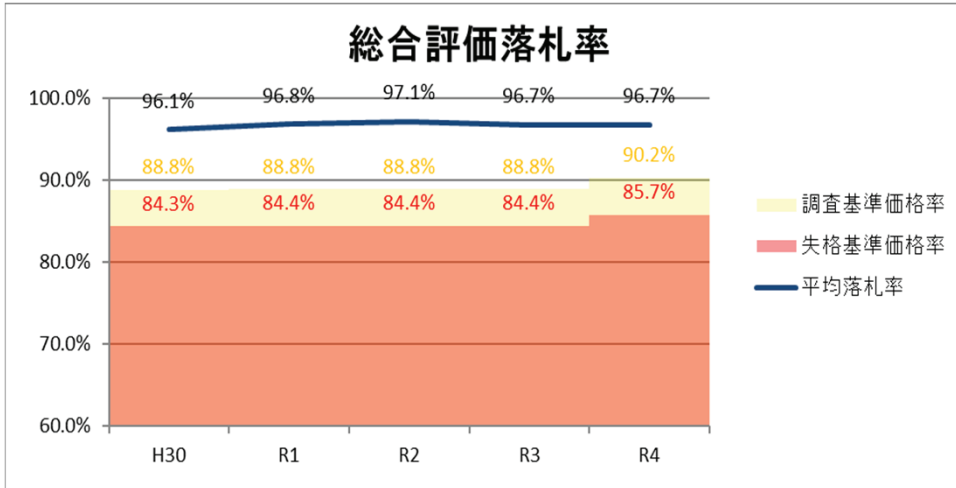
	H30年度			R1年度			R2年度			R3年度			R4年度		
	発注件数	最低価格者以外の落札	左記の割合	発注件数	最低価格者以外の落札	左記の割合	発注件数	最低価格者以外の落札	左記の割合	発注件数	最低価格者以外の落札	左記の割合	発注件数	最低価格者以外の落札	左記の割合
特別簡易型(Ⅰ)	214件	17件	7.9%	296件	25件	8.4%	343件	27件	7.9%	366件	27件	7.4%	325件	16件	4.9%
特別簡易型(Ⅱ)	173件	19件	11.0%	186件	12件	6.5%	185件	9件	4.9%	123件	6件	4.9%	27件	2件	7.4%
簡易型	172件	11件	6.4%	178件	6件	3.4%	169件	6件	3.6%	161件	11件	6.8%	89件	7件	7.9%
標準型	1件	0件	0.0%	1件	0件	0.0%	3件	0件	0.0%	0件	0件	-	2件	0件	0.0%
AS施工体制評価型	110件	1件	0.9%	85件	4件	4.7%	90件	3件	3.3%	124件	4件	3.2%	76件	3件	3.9%
県内下請活用審査型	4件	1件	25.0%	7件	1件	14.3%	1件	0件	0.0%	3件	0件	0.0%	3件	0件	0.0%
解体施工体制評価型	5件	0件	0.0%	3件	1件	33.3%	5件	2件	40.0%	5件	3件	60.0%	6件	3件	50.0%
計	679件	49件	7.2%	756件	49件	6.5%	796件	47件	5.9%	782件	51件	6.5%	528件	31件	5.9%

※R4年度は中間値 (R5年2月1日時点)  
 ※警察は除く。



# 総合評価の落札率・低入札の状況

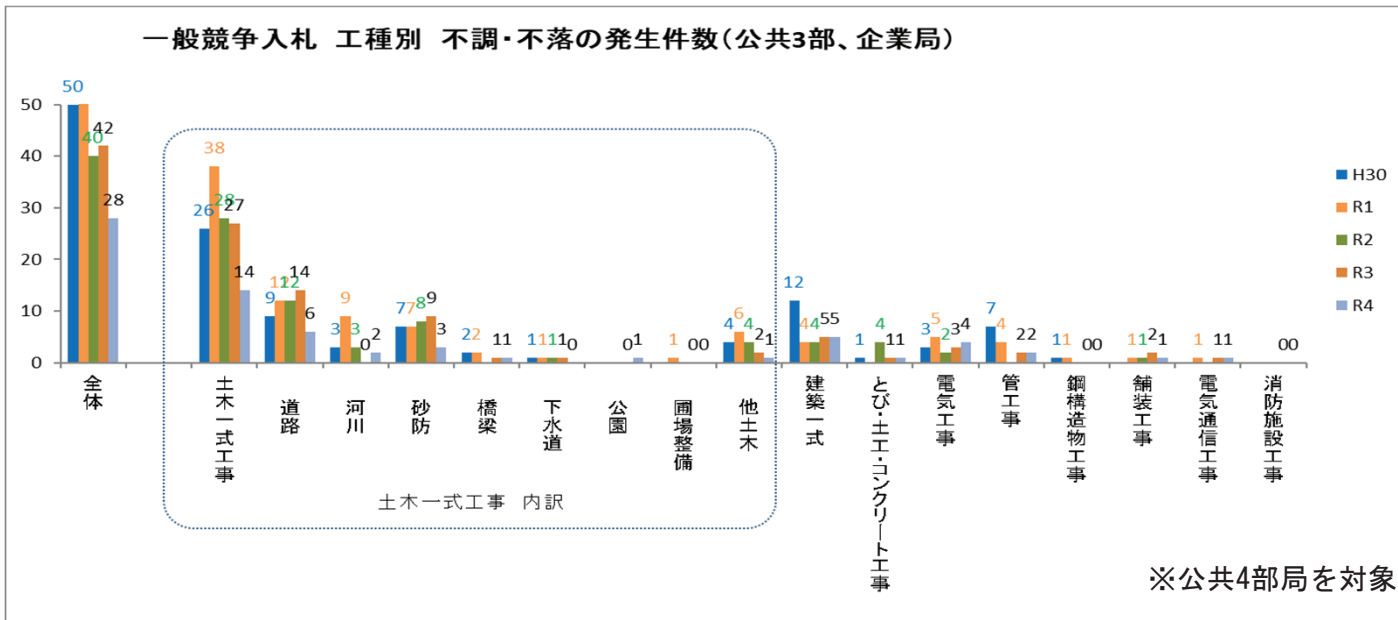
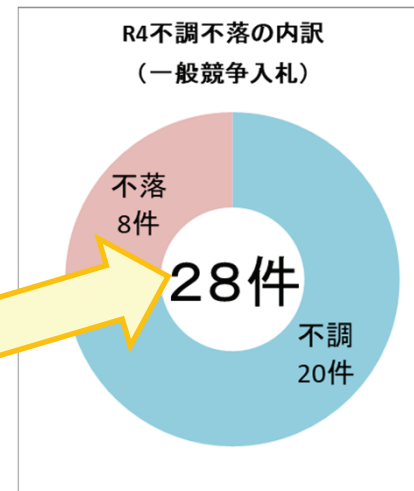
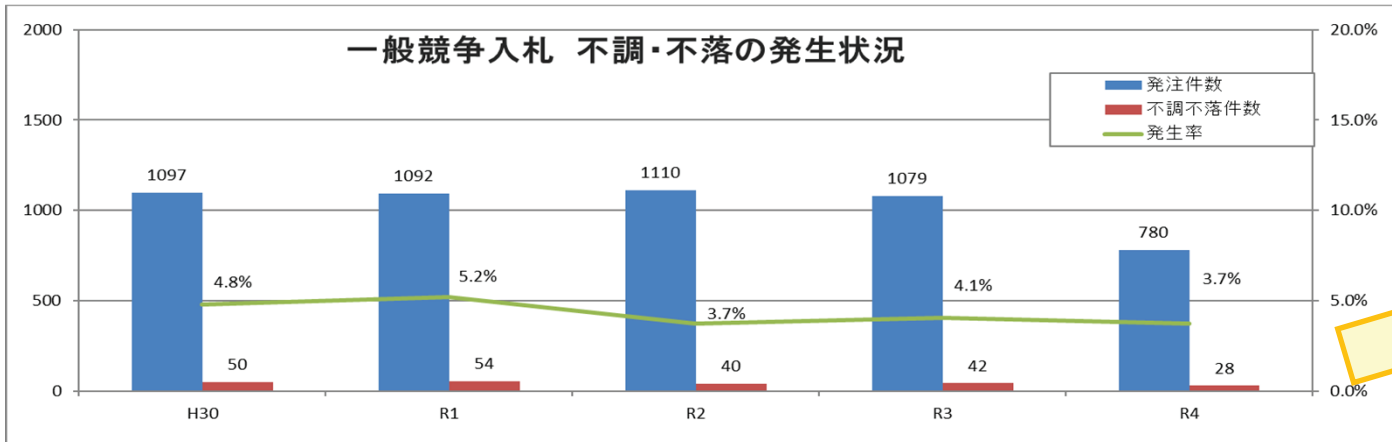
1. 総合評価落札方式の平均落札率は平成30年度以降、概ね96～97%を推移している。
2. 低入札の発生率は、令和4年度は0.4%となっている。



※R4年度は中間値 (R5年2月1日時点)  
 ※警察は除く。

# 一般競争入札における不調・不落の発生状況

1. 令和4年度1月末までの不調不落発生率は3.7%
2. 不調・不落発生率は、H30年度以降ほぼ横ばいの傾向で約3~5%



うち総合評価が占める割合  
36% [10件/28件]  
(不調10件+不落0件)

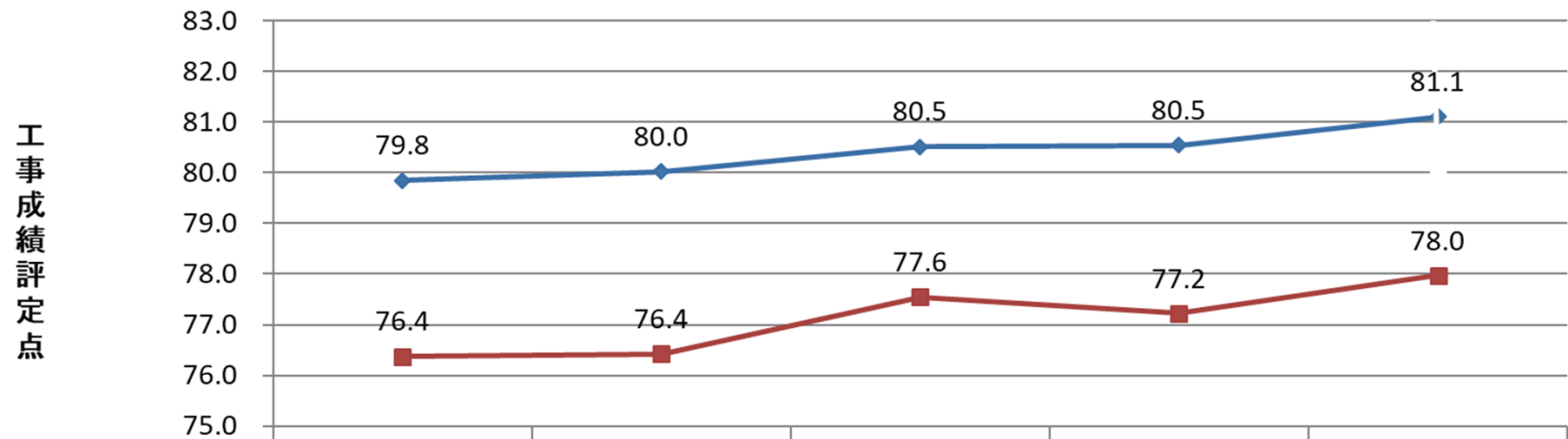
※R4年度は中間値 (R5年1月末時点)  
※警察は除く。

※不調とは応札者がいないこと。不落とは、応札者はいたが予定価格超過等により落札者が決まらないこと。

# 工事成績評定点(工事品質)の推移

1. 総合評価は79点以上で推移。
2. 一般競争入札は76～78点付近で推移。令和4年度では総合評価が3.1点高い評価。

一般競争入札(総合評価以外)と総合評価の工事成績評定点



	H30	R1	R2	R3	R4
◆ 成績評定点(総合評価)	79.8	80.0	80.5	80.5	81.1
■ 成績評定点(一般競争)	76.4	76.4	77.6	77.2	78.0
点差	3.5	3.6	3.0	3.3	3.1
評定済件数(総合評価)	676	749	793	669	70
評定済件数(一般競争)	361	281	269	246	80
施工中件数(総合評価)	1	3	3	113	457
施工中件数(一般競争)	0	31	0	11	146

- ・ 警察は除く。
- ・ 評定は契約額5百万円以上
- ・ 一般競争入札は、総合評価を除く、事後審査型のみの件数
- ・ 令和4年度の工事は施工中が全体約80% (総合評価87%、一般競争65%)

R5年2月1日時点

# 技能者の登録の評価試行状況について



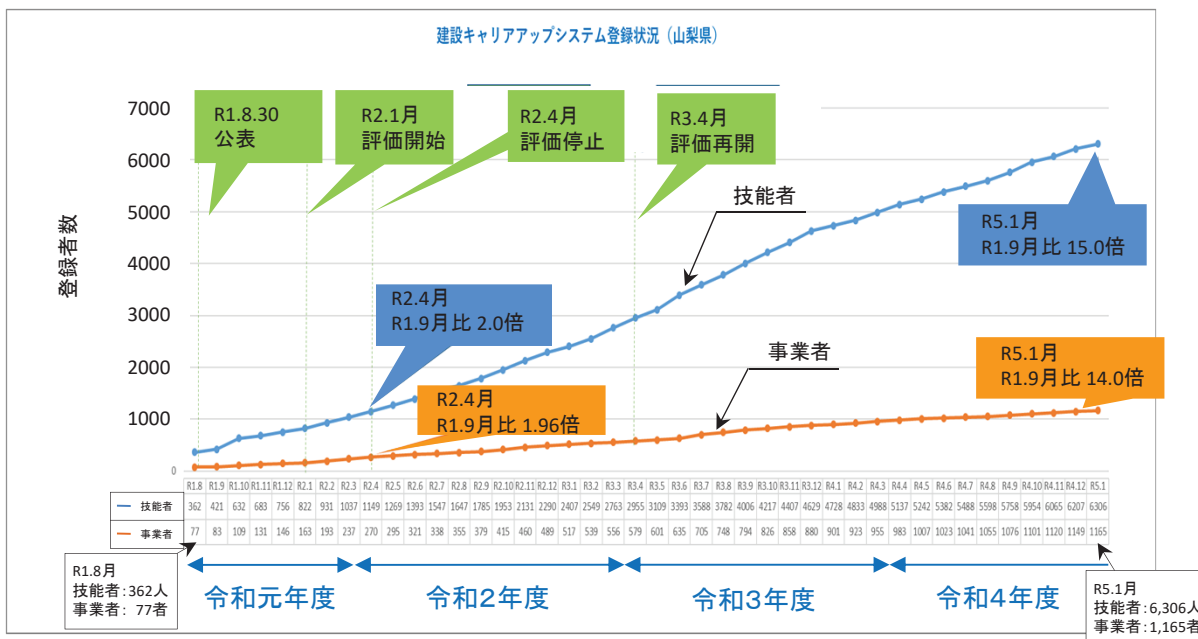
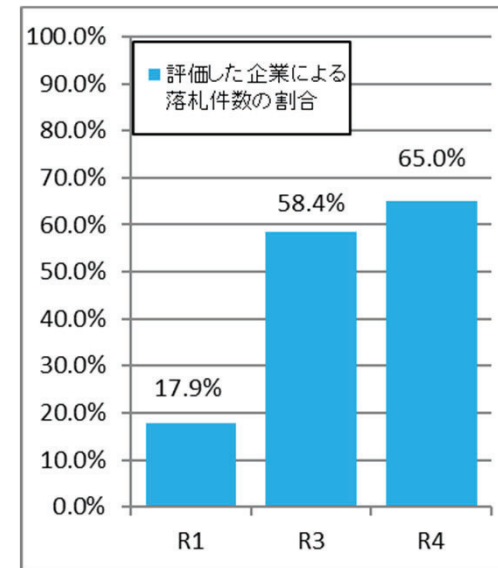
- 令和4年度は、評価対象工事214件のうち評価した企業による落札件数は、139件(65%)。
- 技能者登録評価公表(R1.8.30)後に建設キャリアアップシステムの登録数が、技術者は約15倍、事業者は約14倍に増加。(対R1.9月比)

技能者の登録評価対象工事件数の推移

契約年度	評価対象工事件数	入札参加者数	評価した企業数		評価した企業による落札件数	
	a		c	c/b	d	d/a
R1	112件	161者	23者	14.3%	20件	17.9%
R2	評価停止 ※新型コロナウイルス感染拡大の影響					0!
R3	293件	421者	235者	55.8%	171件	58.4%
R4	214件	282者	172者	61.0%	139件	65.0%

※R4年度は中間値  
(R5年2月1日時点)  
※警察は除く。

技能者登録評価対象工事に占める  
評価した企業が落札した工事の割合



- 令和元年10月：「企業の取組」としての評価項目に建設キャリアアップシステムによる「技能者の登録」を追加。
- 令和2年1月以降に公告される県土整備部の土木一式工事を対象に評価（2点の加点評価）を実施。
- 令和2年4月13日以降に公告する対象工事から評価停止。（新型コロナウイルス感染拡大による影響により、当面の間、評価対象外とした。）（暫定措置）
- 令和3年4月1日：評価再開

# 週休2日制度適用工事の実績の評価状況



- ◆ 週休2日制度適用実績を加点評価した企業が落札した割合は、約6割。
- ◆ 特別簡易型（Ⅰ）において、加点評価した企業が落札した割合は5割。（特別簡易型（Ⅰ）は令和3年度から評価）

## 週休2日制度適用実績評価対象工事件数の推移

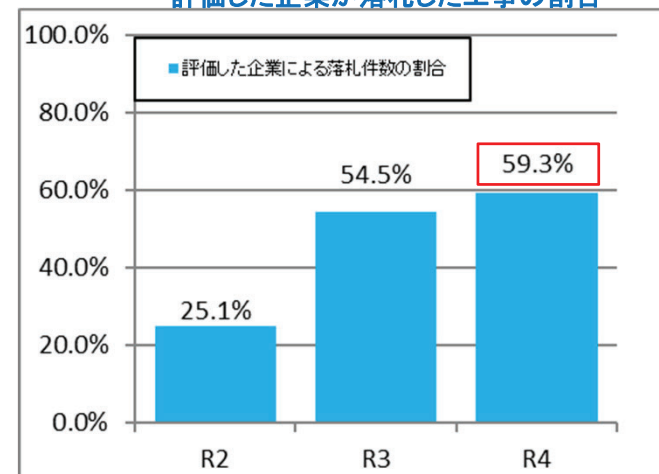
契約年度	評価対象とした工事件数	入札参加者数		評価した企業数		評価した企業による落札件数	
	a	b	b/a	c	c/b	d	d/a
R2	371件	491者	1.32	111者	22.6%	93件	25.1%
R3	782件	1201者	1.54	591者	49.2%	426件	54.5%
R4	528件	729者	1.38	392者	53.8%	313件	59.3%

※R4年度は中間値（R5年2月1日時点）  
※警察は除く。

## 総合評価の種類別の評価の割合

項目	総合評価の種類	R2	R3	R4
入札参加者に占める 加点評価した 企業の割合	特別簡易型（Ⅰ）		37%	44%
	特別簡易型（Ⅱ）	20%	43%	75%
	簡易型	26%	56%	64%
	標準型	33%		100%
	AS施工体制評価型	64%	84%	85%
	県内下請活用審査型	0%	0%	25%
	解体施工体制評価型	0%	24%	6%
	計	23%	49%	54%
加点評価した企業が 落札した割合	特別簡易型（Ⅰ）		45%	50%
	特別簡易型（Ⅱ）	20%	43%	74%
	簡易型	28%	61%	71%
	標準型	33%		100%
	AS施工体制評価型	89%	85%	88%
	県内下請活用審査型	0%	0%	0%
	解体施工体制評価型	0%	40%	0%
	計	25%	54%	59%

## 週休2日制度適用実績評価対象工事に占める 評価した企業が落札した工事の割合



- ・ 令和2年4月1日、建設業の担い手対策を推進するため、働き方改革や生産性向上の取り組み等を実施している企業を評価し、より一層の普及を促すことを目的とし、「企業の取組」としての評価項目に「週休2日制度適用工事の実績の評価」を追加。評価対象を県全部局で特別簡易型（Ⅰ）を除く全ての総合評価で1点の加点評価を実施  
【評価方法】 公告日時点で山梨県のホームページに公表する直近過去1年以内の週休2日制度適用工事一覧に掲載された企業を評価。
- ・ 令和3年4月1日改定。評価対象を県全部局で特別簡易型（Ⅰ）を含む全ての総合評価に拡大。  
【評価方法】 公告日に応じた対象期間（過去1年間）に完成検査済の県発注工事で週休2日制モデル工事を実施し、4週6休以上工事現場を閉所とした取組実績がある企業を評価。（入札参加者による申請による）

# 余裕期間制度の試行状況



- ◆ 令和4年度は総合評価落札方式の工事527件のうち 178件で余裕期間制度を試行。
- ◆ 不調不落発生率について、余裕期間制度を適用有(3.4%)のほうが、適用無(9.7%)の工事よりも低い(不調不落が少ない)。
- ◆ 工事成績評定点について、余裕期間制度を適用有(81.7点)のほうが、適用無(80.8点)の工事よりも点数が1点ほど高い。

## ◆ 余裕期間制度の方式別適用件数(割合)

項目	総合評価の種類	R2			R3			R4		
		適用無	適用有	全体	適用無	適用有	全体	適用無	適用有	全体
総合評価の適用契約件数 [件]	特I	425	482	402						
	特II	192	130	27						
	簡易型	176	170	96						
	標準型	3	0	2						
	総合評価計	796	782	527						
余裕期間適用件数 [件]	特I	62	97	136						
	特II	0	1	12						
	簡易型	59	67	30						
	標準型	0	0	0						
	総合評価計	121	165	178						
余裕期間適用割合 [%]	特I	15%	20%	34%						
	特II	0%	1%	44%						
	簡易型	34%	39%	31%						
	標準型	0%		0%						
	総合評価計	15%	21%	34%						

## ◆ 余裕期間制度の適用の有無と不調不落発生率、工事成績評定点(品質)の関係

項目	総合評価の種類	R2			R3			R4		
		余裕期間の適用の有無		全体	余裕期間の適用の有無		全体	余裕期間の適用の有無		全体
		適用無	適用有		適用無	適用有		適用無	適用有	
応札者数(平均値)	特I	1.6	1.6	1.6	1.7	1.4	1.6	1.4	1.4	1.4
	特II	1.4	-	1.4	1.3	3.0	1.3	1.3	1.7	1.5
	簡易型	1.3	1.2	1.3	1.5	1.4	1.5	1.3	1.3	1.3
	標準型	1.0	-	1.0	-	-	-	1.0	-	1.0
	総合評価計	1.5	1.4	1.5	1.6	1.4	1.5	1.3	1.4	1.4
不調・不落発生率 [%]	特I	14.3%	1.6%	12.5%	7.5%	5.2%	7.1%	8.7%	6.3%	7.2%
	特II	12.0%	0.0%	12.0%	7.8%	0.0%	7.7%	6.7%	0.0%	3.7%
	簡易型	29.9%	3.4%	21.0%	10.7%	4.5%	8.2%	15.2%	0.0%	10.4%
	標準型	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	総合評価計	16.4%	2.5%	14.3%	8.1%	4.9%	7.4%	9.7%	3.4%	7.6%
工事成績評定点(平均点) [点]	特I	80.0	80.5	80.0	80.1	81.4	80.3	80.6	81.8	81.0
	特II	80.8	-	80.8	80.8	80.0	80.8	83.6	-	83.6
	簡易型	81.0	82.2	81.4	80.7	82.3	81.2	83.1	79.9	81.5
	標準型	81.3	-	81.3	-	-	-	-	-	-
	総合評価計	80.4	81.3	80.5	80.3	81.7	80.5	80.8	81.7	81.1

※R5年2月1日時点

※警察を除く

※全体：総合評価を対象とする全ての案件

※R2、3年度は2月補正、R4年度は12月補正予算執行に係る事務処理の特例による適用件数を含む

※余裕期間制度の方式には、

フレックス方式(余フ)と発注者指定方式(余指)の2種類ある

## 総合評価実施要領等の改正概要

総合評価に関わる事項を下記のとおり一部改正し、令和3年12月1日以降に公告する案件に適用する。

### ◆ 工事規模と技術的難易度による適用タイプ(総合評価の対象工事の選定方法)の一部改正

#### 現状(背景)

- 技術者不足による入札参加者の減少や不調不落の発生が懸念。
- 工事発注件数が増え、受発注者双方の入札事務負担が増大。

#### 改正趣旨

- 技術的難易度が低い工事(技術的難易度Ⅰ・Ⅱの工事)においては、比較的規模の大きい工事(3億円未満の工事)であっても、技術的工夫の余地が少ないものが多い。
- このため、3億円未満かつ技術的難易度Ⅰ・Ⅱの工事の総合評価の適用タイプを、より簡易なタイプに変更し、工事の品質を確保しつつ、入札参加者の増加(入札参加機会の拡大)や受発注者双方の入札事務負担の軽減(入札手続きの簡便化)を図るものとする。

#### 改正概要

技術的難易度が低い工事(技術的難易度Ⅰ・Ⅱの工事)の適用タイプ

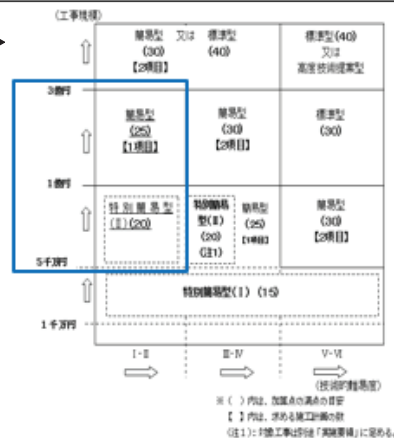
【旧】

- 1億円以上3億円未満: 簡易型(施工計画の提案を求めるタイプ)
- 5千万円以上1億円未満: 特別簡易型(Ⅱ)(配置予定技術者の能力を評価するタイプ)

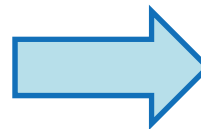
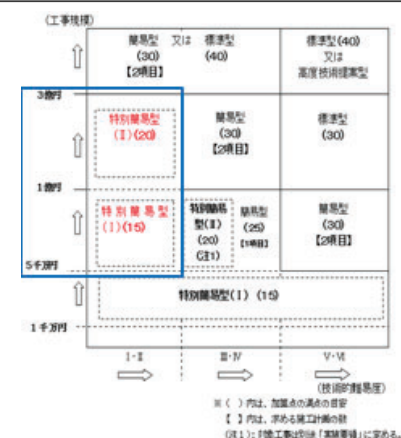
【新】

- 1億円以上3億円未満: 特別簡易型(Ⅱ)(配置予定技術者の能力を評価するタイプ)
- 5千万円以上1億円未満: 特別簡易型(Ⅰ)(配置予定技術者の能力を評価しないタイプ)

<改正前>

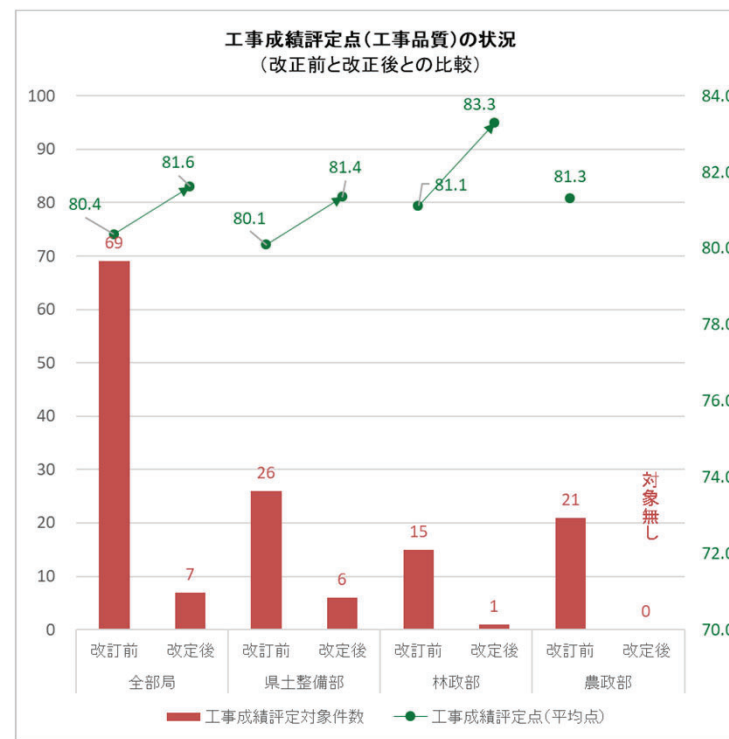
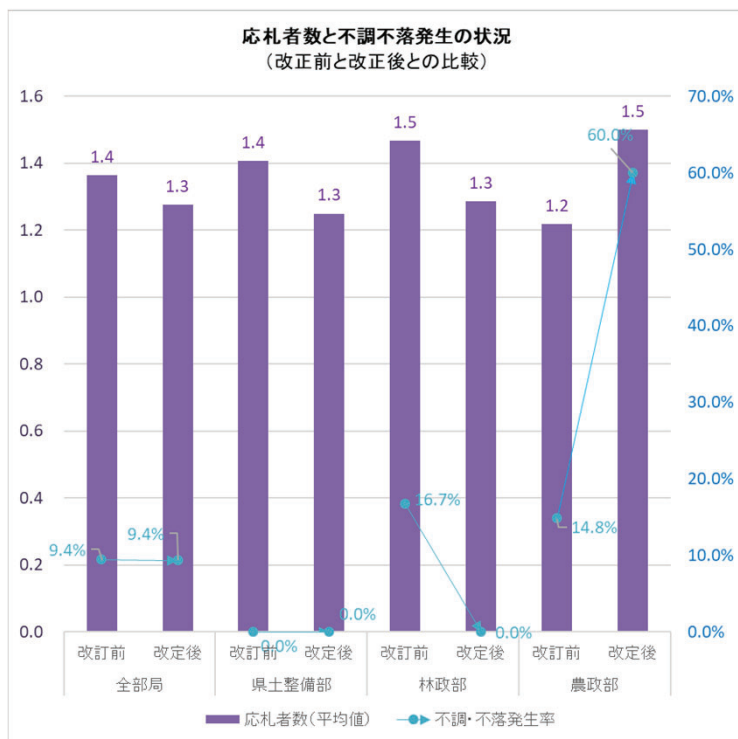


<改正後>



## ◆改正前後の状況(R3年度執行状況)

- ・応札者数は、全部局では改正前で1.4者に対し改正後で1.3者、県土整備部では改正前で1.4者に対し、改正後で1.3者となり、改正前と改正後の入札参加者数はほぼ横ばい。
- ・不調不落発生率は全部局では改正前で9.4%に対し改正後で9.4%、県土整備部では改正前で約0%に対し、改正後で0%となり、改正前と改正後の不調不落は横ばい。
- ・工事品質の指標となる工事成績評定点(平均)は全部局では改正前で80.4点に対し改正後で81.6点、県土整備部では改正前で80.1点に対し改正後で81.4点となり、改正前に比べ改正後の工事成績評定点は上昇しており、工事品質を低下させる影響はないと認められる。





# 山梨県建設工事 総合評価実施要領等の 一部改定について

---

令和5年3月15日

山梨県総合評価委員会  
県土整備部 技術管理課



### ◆令和5年4月 山梨県建設工事総合評価関連改正事項一覧

変更箇所	概 要	実施 要領	5件 3ヶ 方針	実施 方針
同種工事の施工実績	実績期間の変更 【新】平成20年4月1日以降 【旧】平成19年4月1日以降	○		
地域精通度の施工実績	実績期間の変更 【新】平成20年4月1日以降 【旧】平成19年4月1日以降	○		
災害協定の締結	評価区分・配点の見直し 土木一式工事、舗装工事のみ 【新】土木一式工事、舗装工事のみ 土木一式工事、舗装工事以外 評価基準 ①「災害時における応急対策業務に関する基本協定」(一社) 山梨県建設業協会)の締結あり 2 ②上記以外の協定の締結あり 1 ③対象協定の締結なし(上記①、②以外) 0 【旧】 評価基準 協定の締結あり 2 協定の締結なし 0	○	○	
ICT施工技術の活用	評価基準・評価方法の見直し 【新】 当該発注工事において、ICT施工技術の活用を宣誓した企業を評価(評価点1点) ※受注者希望型で発注する工事に限る ※入札参加者の宣誓(技術評価様式27)を審査し評価 (J) Vの場合、代表構成員の申請(宣誓)により企業体を評価) 【廃止】 ①予定価格1億円以上の工事に適用し、四半期毎の公告日に応じた直近過去2年でICT施工技術の施工実績のある企業を評価 ②入札参加者の申請(技術評価様式25)を審査し評価 ③ICT施工技術の活用について提案された施工計画を審査し評価		○	○
週休2日制の適用	評価基準・評価方法の見直し 【新】 予定価格5千万円未満の工事に適用し、山梨県各部署で別に定める「完全週休2日制を確保するモデル工事実施要領」等に基づき、4週8休以上工事現場を閉鎖する週休2日制適用工事の実施を宣誓した企業を評価する。 (評価点1点) 【廃止】 ※受注者希望型で発注する工事に限る ※入札参加者の宣誓(技術評価様式26)を審査し評価 四半期毎の公告日に応じた直近過去1年で週休2日制モデル工事(4週6休以上)の実績のある企業を評価 ※入札参加者の申請(技術評価様式24)を審査し評価	○	○	
技能者の登録	評価対象業種の拡大 【新】全部局が発注する全ての工事 【旧】県土整備部が発注する土木一式工事	○		
継続教育(CPD)の取組状況	新型コロナウイルス感染症の影響による暫定措置を継続 本来の評価方法「公告日から過去一年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の評価基準について 【継続】当面の間、「公告日から過去一年以内」を「公告日から過去二年以内」と読み替えて評価 ※R2暫定措置：R2.5.1～「公告日から過去二年以内」 ※R3、R4暫定措置：R3.4.1～「公告日から過去三年以内」	○		

○：改正あり ◇：関連あり

品評法運用指針：改正品評法第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針(R2.1.30)

## ◆令和5年4月 総合評価関連改正事項一覧

総合評価に関わる事項を下記のとおり一部改正し、令和5年4月1日以降に公告する案件に適用する。

## 主な改正事項

### (1) 災害協定の締結(土木一式工事、舗装工事のみ改正)

「災害時における応急対策業務に関する基本協定」を高く評価し、評価区分・配点を変更する。

### (2) ICT施工技術の活用(新設)

ICT活用工事試行要領に記載されたICT施工技術を活用することを宣誓した企業を評価する。

### (3) 週休2日制の適用(新設)

4週8休以上工事現場を閉所する週休2日制適用工事の実施を宣誓した企業を評価する。

### (4) 技能者の登録(対象を拡大)

評価対象を全部局が発注する全ての工事に拡大する。

### (5) 継続教育(CPD)の取組状況

新型コロナウイルス感染症の影響による評価基準の暫定措置の縮小。

証明対象期間を公告日から過去2年以内として継続。

改正事項

災害協定の締結における評価基準の見直し(土木一式工事、舗装工事のみ改正)  
(企業の信頼性・社会性－地域貢献度－災害協定等の締結)

改正趣旨

- 「地域の守り手」として災害時等に最前線で機動的かつ迅速に対応する「災害時における応急対策業務に関する基本協定」を高く評価し、土木一式工事及び舗装工事において評価基準を見直す。

改正概要

【土木一式工事、舗装工事】

評価基準	配点
①「災害時における応急対策業務に関する基本協定」 ( (一社) 山梨県建設業協会) の締結あり	2
②上記以外の協定の締結あり	1
③対象協定の締結なし (上記①、②以外)	0

【土木一式工事、舗装工事以外】

評価基準	配点
協定の締結あり	2
協定の締結なし	0

## (2)ICT施工技術の活用(新設) 【企業の技術力】

### 改正事項

#### ICT施工技術の活用を宣誓した企業を評価

(企業の技術力－企業の施工技術－ICT施工技術の活用)

### 改正趣旨

- ICT施工技術の更なる普及を図ることを目的に、過去2年間のICT施工技術を活用した工事の実績を評価する方法を廃止し、当該工事でICT施工技術の活用を宣誓した企業を評価する方法に変更。

### 改正概要

#### 【評価基準・配点】

評価基準	配点
活用あり	1
活用なし	0

※ ICT施工技術の活用(宣誓事項)のうち施工プロセス②④⑤の履行が確認できなかった場合は、工事成績評定において3点減ずる。

#### 改正事項

#### 週休2日制(4週8休以上工事現場を閉所)の適用を宣誓した企業を評価

(企業の信頼性・社会性－労働者への処遇改善－週休2日制の適用)

#### 改正趣旨

- 週休2日制の更なる普及を図ることを目的に、過去1年間の週休2日制モデル工事の実績を評価する方法を廃止し、当該工事で4週8休以上工事現場を閉所する週休2日制適用工事の実施を宣誓した企業を評価する方法に変更。

#### 改正概要

##### 【評価基準・配点】

評価基準	配点
適用あり	1
適用なし	0

- ※ 週休2日制の適用(4週6休以上)の履行が確認できない場合は、工事成績評定で3点減ずる。  
(※当面、宣誓事項の履行が確認できなくても、  
山梨県各部局で別に定める「週休2日制適用工事実施要領」等に基づく週休2日制の適用  
(4週6休以上)の履行が確認できれば、工事成績評定で減点はしないものとする。)

## (4) 技能者の登録(対象を拡大)【企業の取組】

### 改正事項

評価対象を全部局が発注する全ての工事に拡大する。

(企業の信頼性・社会性－企業の取組－技能者の登録)

### 改正趣旨

- 建設キャリアアップシステムへの登録の更なる普及促進を図るため、対象工事を全部局が発注する全ての工事に拡大する。

### 改正概要

- 対象工事を以下のように拡大する。

**【新】 全部局が発注する全ての工事**

**【旧】 県土整備部が発注する土木一式工事**

## (5) 継続教育(CPD)の取組状況

### 改正事項

#### 新型コロナウイルス感染症の影響による暫定措置の縮小

(企業の技術力ー配置予定技術者の能力ー継続教育(CPD)の取組状況)

### 改正趣旨

- 新型コロナウイルス感染症の影響による評価基準の暫定措置を継続するが、講習会の実施状況に鑑み、証明期間の「公告日から過去三年以内」を「公告日から過去二年以内」に縮小。

#### (経緯と現状)

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響による資格認定団体のCPD講習会の中止措置や証明書発行事務の遅延等の影響を考慮し、暫定的な運用を実施してきた。

令和2年度： 当面の間、「公告日から過去一年以内」を「公告日から過去二年以内」と読み替えて評価

令和3,4年度：                    "   「公告日から過去三年以内」と読み替えて評価

- 令和4年度は、資格認定団体のCPD講習会が、定員制限はしているものの、年間計画通りに開催されている。

### 改正概要

本来の評価基準「公告日から過去一年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の下線部について、当面の間、過去二年以内と読み替えて評価

暫定措置の縮小 【旧】過去三年以内 ⇒ 【新】過去二年以内



# 令和5年度の実施方針について

---

令和5年3月15日

山梨県総合評価委員会

県土整備部 技術管理課

1. 原則、3千万円以上の工事について実施する。(緊急を要する工事を除く)
2. 3千万円以上の災害本復旧工事を総合評価落札方式で実施する場合は、特別簡易型 I を適用する試行を継続する。
3. 1千万円以上の解体工事は「施工体制評価型」の試行を継続する。
4. 意見聴取は毎週木曜午後2時から実施、木曜日が祝祭日の場合は、前後に実施する。
5. 令和5年度 第1回山梨県総合評価委員会開催を9月、第2回委員会開催を3月に予定する。